

## 協議書

香芝・王寺環境施設組合(管理者 福岡憲宏、以下「甲」という。)と香芝市(市長 福岡憲宏、以下「乙」という。)は、令和4年10月26日に両者で締結した、焼却場等の建設同意に際し周辺地域の4自治会が要望していた関連事業に係る覚書(以下、「本件覚書」という。)に基づき、本件覚書別表の番号1及び番号2に係る各償還金の支払方法について協議し、次のとおり合意する。

- 1 各償還金を香芝・王寺環境施設組合規約第12条第1項第1号に規定する割合(同規約第12条第2項の規定の適用における「前年度」は、「令和3年度」とする。)により算定してそれぞれ次のとおりに分割する。
  - (1) 本件覚書別表の番号1の償還金(以下、「第1償還金」という。) 乙負担部分の償還金を 73,809,960円、王寺町負担部分の償還金を 33,811,560円とする。
  - (2) 本件覚書別表の番号2の償還金(以下、「第2償還金」という。) 乙負担部分の償還金を 53,726,799円、王寺町負担部分の償還金を 24,611,677円とする。
- 2 前項の各償還金の分割部分のうち、乙負担部分の各償還金額については、それぞれこれを差し引き各王寺町負担部分の償還金のみを乙が甲に請求するものとし、これをもって乙は当該償還金に関して甲に負担する香芝・王寺環境施設組合規約第12条の分担義務を履行したものとみなす。
- 3 前項により甲が乙に支払う王寺町負担部分の各償還金については、本協議書成立時を乙の甲に対する請求時として、本件覚書第2項第2号に基づき、20回に分割することとし、20で除して得た額(第1償還金については金 1,690,578円、第2償還金については1円未満を切り捨て金 1,230,583円。ただし、第2償還金にかかる初回の支払いについては金 1,230,600円。)を20回にわたってその都度甲が王寺町から徴して、次により乙に支払うこととする。
  - (1) 甲による支払日は、初回(令和4年度)は令和5年3月31日までとし、令和5年度以後は年度ごとに毎年5月31日までとして、令和23年5月31日まで計20回にわたり継続して支払う。
  - (2) 支払方法については、銀行振込とし、甲は乙の下記の銀行口座に入金する。
- 株式会社南都銀行香芝支店 普通預金 口座番号0040046 香芝市会計管理者名義

- 4 この協議書に疑義が生じた場合若しくはこの協議書に定めのない事項が生じたときは、甲・乙誠意をもって協議の上、定める。

この協議の合意の証として、本書2通を作成し、甲乙押印の上各自1通を保有するものとする。

令和4年10月26日

甲 香芝・王寺環境施設組合  
管理者 福岡憲宏



乙 香芝市  
指定代理人 副市長 堀本武史



参照

## 組合規約

(組合の経費の支弁)

第11条 組合の経費は、組合市町の分担金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(経費の負担区分)

第12条 前条の分担金の負担区分は、次の割合による。

(1) 建設費

均等割 100 分の 30

人口割 100 分の 70

(2) 維持管理費

均等割 100 分の 20

処理量割 100 分の 80

2 人口割の基礎となる人口は、組合市町の前年度の12月1日現在における住民基本台帳に記録された人口の合計人口による。

